

令和8年度

高岡市結婚新生活支援事業

令和8年4月1日～令和9年3月31日に
ご結婚される皆様！（※その他条件あり）

結婚に伴う引越費用を

最大 **30** 万円

補助します！

お問い合わせ
申請先

高岡市建築政策課住宅政策係(高岡市役所6階)

TEL : 0766-30-7291

Mail : kentiku@city.takaoka.lg.jp

Add : 高岡市広小路7-50

高岡市 結婚新生活

検索

補助要件等

裏面及び[ホームページ](#)にてご確認ください。
ホームページにて申請書等がダウンロードできます。

高岡市 HP



対象世帯		令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯のうち、次の要件を満たす世帯
<input type="checkbox"/>	1	婚姻届を提出した又は受理された日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること
<input type="checkbox"/>	2	婚姻を機に新たに居住する住宅が高岡市内にあること
<input type="checkbox"/>	3	夫婦ともに高岡市内に住所を有していること
<input type="checkbox"/>	4	夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から返済額を控除
<input type="checkbox"/>	5	市税等に滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	6	暴力団関係者でないこと
<input type="checkbox"/>	7	生活保護法の規定による保護を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	8	過去に他市町村等にて類似の補助金を受けたことがないこと
<input type="checkbox"/>	9	内閣府及び高岡市のアンケート調査に協力できること
<input type="checkbox"/>	10	住所を移した日から3か月以内かつ婚姻日が属する年度内の申請であること

対象経費		令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った結婚に伴う引越費用 (1,000円未満切捨て)
高岡市内の住居に引っ越した際の引越業者・運送業者に支払った荷物の移動及び運送に係る費用 (自ら運搬した場合(レンタカー等)や友人に頼む等して引っ越しをした場合(謝礼等)、不用品の処分費用は対象外)		

申請期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ただし、住所を移した日から3か月以内かつ婚姻日が属する年度内に申請すること
-------------	--	---

提出書類等		以下の書類を用意の上、ご申請ください
<input type="checkbox"/>	1	高岡市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
<input type="checkbox"/>	2	戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)または婚姻届受理証明書
<input type="checkbox"/>	3	世帯全員の住民票(続柄入りで個人番号の記載のないもの) ※住所を移した後のもの
<input type="checkbox"/>	4	夫婦の令和8年度(令和7年分)所得課税証明書 ※令和7年1月1日時点で住民登録されている市町村で発行
<input type="checkbox"/>	5	夫婦の市町村税の滞納がないことを証明する書類(令和8年度) ※納税証明書又は非課税証明書
<input type="checkbox"/>	6	引越費用の見積書の写し ※交付申請書(様式第1号)に記載した経費の全てについての書類が必要
<input type="checkbox"/>	7	引越費用の領収書の写し ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載が必要 ※夫婦が支払った経費が対象
<input type="checkbox"/>	8	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(返済額の証明書や通帳等) ※奨学金を利用している場合のみ